一　法第百二十一条の五の二第一項の登録を受けないで特定信用事業電子決済等代行業を営んでいる者（法第百二十一条の五の八第二項の規定による届出をした電子決済等代行業者である者を除く。）を知ったときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、商号又は名称、営業所又は事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が営む特定信用事業電子決済等代行業の業務に関する情報

二　法第百二十一条の五の二第二項各号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う前に、それぞれ同項各号の組合又は農林中央金庫との間で、法第百二十一条の五の三第一項又は農林中央金庫法第九十五条の五の五第一項に規定する契約を締結せずに特定信用事業電子決済等代行業を営んでいる特定信用事業電子決済等代行業者を知ったときは、その者に関する前号に掲げる情報

三　その他利用者の利益を保護するために認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会が必要と認める情報

（認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会への情報提供）

第五十条の三十一の四十六　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十九の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　法の解釈に関する情報

二　法に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査の結果及びその内容に関する情報

三　法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分の内容に関する情報

［条を加える。］

四　特定信用事業電子決済等代行業者の業務又は特定信用事業電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の内容及び処理内容に関する情報

五　特定信用事業電子決済等代行業者の業務及び特定信用事業電子決済等代行業に関する統計情報並びにその基礎となる情報

六　その他認定業務を適正に行うために農林水産大臣及び金融庁長官が必要と認める情報

（特定信用事業電子決済等代行業者の届出等）

第五十条の三十一の四十七　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十三条第五項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第四号に掲げる場合にあっては、銀行等でない特定信用事業電子決済等代行業者が法第百二十一条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行っているときに限る。

一　定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二　法第百二十一条の五の三第一項に規定する契約の内容を変更した場合

三　農林中央金庫法第九十五条の五の五第一項に規定する契約を締結し、又は当該契約の内容を変更した場合

四　第五十条の三十一の二十七第一項第四号に掲げる事項を変更した場合

2　特定信用事業電子決済等代行業者は、法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。

3　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十三条第五項の規定による届出（特定信用事業電子決済等代行業

［条を加える。］